

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和3年6月25日

○出席委員

|     |      |      |      |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 世古安秀 | 副委員長 | 南川則之 |
| 委員  | 濱口正久 | 委員   | 瀬崎伸一 |
| 委員  | 片岡直博 | 委員   | 奥村敦  |
| 委員  | 河村孝  | 委員   | 山本哲也 |
| 委員  | 中世古泉 | 委員   | 戸上健  |
| 委員  | 浜口一利 | 委員   | 坂倉広子 |
| 委員  | 坂倉紀男 |      |      |
| 議長  | 木下順一 |      |      |

○欠席委員（なし）

○出席説明者

歳入

国庫支出金（第14款）

- ・立花副市長
- ・濱口企画財政課長、横田補佐、中村係長、中村主査

歳出

民生費（第3款）

衛生費（第4款）

観光商工費（第6款）

- ・立花副市長
- ・中井健康福祉課長、宮本係長、中村係長、沼係員
- ・奥村農水商工課長、村山補佐、河村係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午前10時38分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会を再開します。

本日、審査をします案件は、議案第11号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）の1件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

歳入における国や県の支出金については、各事業取組による支出が伴いますので、歳出の部で質疑を行ってください。質疑については関連質問で進めていただき、質問内容が前後することがないように、進行についてご協力ください。

それでは、審査に入ります。

議案第11号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）の概要と歳入について、執行部の説明を求めます。

副市長。

○立花副市長 副市長の立花でございます。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第11号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ3,000万円を追加し、補正後の総額を118億9,000万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金で3,000万円の増額を計上しております。

歳出予算につきましては、民生費は700万円の増額、衛生費は800万円の増額、観光商工費は1,500万円の増額をそれぞれ計上しております。

詳細につきましては各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○世古安秀委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課、濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから一般会計補正予算（第4号）の歳入につきまして、ご説明のほうを申し上げます。

補正予算書の6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。

目2民生費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の拡大により日常生活への影響が長期化する中、総合支援資金の再貸付けが終了するなど特例貸付けを利用できない世帯に対し、生活困窮者自立支援金支給事業費補助金を活用し、支援金を給付するための648万円を増額するものでございます。

また、その事務費として、生活困窮者自立支援金支給事務費補助金52万円も併せて増額をしております。

次に、目3衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する職員の時間外勤務手当が不足する見込みであることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用し、対応するため、800万円を増額するものです。

次に、目5観光商工費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている観光関連

事業者の事業継続と雇用を支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、支援金を交付するための費用として1,500万円を増額するものです。

以上で歳入の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○世古安秀委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

歳入について、ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

---

(午前10時45分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

3款民生費について審査します。

それでは、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 おはようございます。健康福祉課長、中井です。よろしくお願いをいたします。

すみませんが、説明に入る前に訂正を1点お願いします。

補正予算等の概要の4ページ、上段の生活困窮者自立支援金支給事業の主な財源の補助金の名称でございます。

上段が生活困窮者自立支援金支給「事務費補助金」、下段が「事業費補助金」となっております。これは表記が逆になっております。正しくは、上段が生活困窮者自立支援金支給「事業費補助金」、下段が「事務費補助金」ですので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、改めまして、民生費の説明をさせていただきます。

補正予算等の概要4ページ、先ほどの4ページ、上段をご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、大事業は9生活困窮者自立支援事業、中事業名は生活困窮者自立支援金支給事業、新規事業として700万円を計上しております。

補正予算書は8ページ、9ページの上段になります。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しまして、これまで緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付けなどによる支援を行ってきたところでございますが、影響が長期化する中で既に総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより、特例貸付けを利用できない世帯がもう既に存在をしております。こうした世帯に対しまして、就労等による自立を促すため、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するものとして、その必要な経費について補正をいたします。

主な経費としましては、交付金として648万円、財源の主なものとしましては、国からの生活困窮者自立

支援金支給事業費補助金及び事務費補助金、合計で700万円を充当いたします。

民生費の説明は以上です。よろしくご審議お願いをいたします。

○世古安秀委員長 担当課長の説明は終わりました。

民生費について、ご質疑はございませんか。

坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 日々のコロナワクチン接種に業務していただきまして、本当にありがとうございます。

また、今回新規ということで、生活困窮者自立支援金支給事業ということで、課長のほうからご説明をいただいたんですが、少しここの中身についてご質問をさせていただきます。

小口資金に対しましては、社会福祉協議会が担っていることと存じますが、今回、民生費として予算を計上されたということは、実際、厚生労働省のほうのホームページを見ますと、延長になったということが載っておりますが、大体、今コロナでもう仕事がないという状況を聞いておりますが、700万円の中に事務事業費も入っておりますので、内訳は648万円ではありますが、見込みとしては20万円掛ける人数という計算で計上されているのか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 健康福祉課の宮本です。よろしくをお願いいたします。

今回の制度が総合支援資金の再貸付けを終えた方、終了した方、もしくはその不承認になった方が対象になっています。人数の積算を申し上げますと、2回目の貸付けを既に終えた方が12名みえます。それから2回目の貸付け、再貸付けを受けようとしていただけども、それが不承認になった方が4人みえます。実際の対象が16名なのかなというふうに思っています。

4月以降で総合支援資金を借りてみえる方が全部で10世帯ございます。ですので、この10世帯を足させていただいて、見込みではありますけれども、合計26世帯の方を想定している状況になります。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

このことについて説明をいただいたわけなんですけれども、小口資金のところをやはりまだ知らない方も現実いらっしゃいました。コロナ禍の中で観光事業の方も大変ご苦労されている中で、周知としてはどのような周知、いつからいつまでの期間とか、そういうのは考えているのでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 今回の支援金給付金自体が7月から8月の申請となっております。合計2か月間となっております。受付時期につきましては、国のほうから各自治体で設定をしてもいいというふうになっておりますけれども、本市の場合は7月1日、窓口をつくらせていただいて、もう7月1日から受付できるように対応したいというふうに考えています。

また、対象者と思われる方には、ダイレクトメールという形で案内のほうを直接送らせていただきたいと思っていますし、もし候補となられる方がほかにもおるようでしたら、市のホームページ、それからSNS、それから広報とばのほうでもしっかり発信のほうをしながら、必要となられる方にしっかりと情報が行き渡るようにしていきたいと思っています。

以上です。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

今回、早くにこのように補正予算を組んでいただいたことに、本当に感謝申し上げます。実際の本当に声を聞いてまいりますと、生活が大変だというお声がありますので、また、周知につきましても、きめ細かい手だてをよろしくお願い申し上げます。

○世古安秀委員長 ほかに、関連はございませんか。よろしいですか。

戸上委員。

○戸上 健委員 1件、お聞きします。

今回、こういう制度を厚労省が発表したということは、全国的に再貸付けを不承認とされたこと。それで、コロナ禍が長期化する中で、特例貸付けを利用できない困窮世帯が急増したと。そこにこの制度が制度設計された原因があります。鳥羽市の場合は、再貸付けを受けられなかった、困窮して申請したけれども、再貸付けを受けられなかった件数は何件ありますでしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 再貸付けを申請されて実際に不承認になったケースは、全てで4世帯になります。4件です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 皆さんの議員のところもそうだと思いますけれども、僕のところにも再貸付けされていないと、できないと、非常に困っているというご相談もありました。もうやむを得ず生活保護を申請せざるを得なかったというケースもありました。4世帯ということですが、そういう世帯に対しては、先ほど係長はダイレクトメールを送って、こういう制度ができましたということでご案内差し上げるということでしたけれども、再貸付けができなかった4世帯に対してもメールを差し上げる予定でしょうか。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 国のほうの制度としても、不承認になった方に対しては対象となるというふうになっておりますので、案内のほうはダイレクトメールで差し上げる予定としています。

○戸上 健委員 以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 対象となる人ですけれども、単身の人とか家族構成っていろいろあると思うんですけれども、それぞれの人によってどれだけのそういう給付があるかというところをちょっと説明してください。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 言われるように、世帯によって給付金の額が変わってきます。

まず、単身の方、単身の世帯の方に関しては、1か月6万円掛ける3か月分になります。それから、2世帯、2人世帯の方には、8万円掛ける3か月になります。3人以上の世帯の方には、10万円掛ける3か月という設定になっております。

以上です。

○世古安秀委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

それと、先ほど説明では7月から8月の申請期間という中で、3か月、7月から9月ということなんですけれども、国の制度設計というか、今もそうなんですけれども、再貸付けが可能になったとかいう当初の、があるということなんですけれども、今後9月以降、当然コロナ禍の中で、こういう困窮者というのは継続して支援をしていかなければならないと思いますので、国自体は9月以降、今年度であれば3月までに再度こういう期間を延長するとか、そういう考えがあるのかどうかということを知りたいと思います。

○世古安秀委員長 宮本係長。

○宮本係長 この制度はまだこれから始まる場所ですので、具体的なまだ情報は入ってきてはおりませんけれども、引き続き厚生労働省のほうには情報のほうをしっかりとキャッチしていきながら、またその情報があれば、皆さんにしっかりと届けられるように取り組んでいきたいなというふうに思っています。

○南川則之委員 以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ご質疑もないようですので、続いて、4款衛生費を審査します。

それでは、担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 続きまして、衛生費について説明を申し上げます。

補正予算等の概要4ページの下段をご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、大事業名1保健給与等管理費、中事業名は保健衛生総務一般職員給与費（健康福祉）で800万円の増額を計上しております。

予算書は8ページ、9ページの中段となっております。

内容としましては、新型コロナワクチンの接種事業に当たりまして、ワクチン対策チームをはじめ、各課からの動員等、会場の運営等に従事する職員の時間外勤務手当の不足が見込まれるため、増額補正をいたします。

主な財源としましては、国の新型コロナウィルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○世古安秀委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっとお聞きします。

今回、800万円の時間外勤務手当が上がってきていますけれども、この分で見込みとしては最後までいくのか、それともいつまでという分、現在分かっている範囲で、どこら辺まで考えていますでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 今のところ6月、7月、8月ぐらいまでかなというふうには考えています。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 土日も含めて、職員総出でやっていただいております。今、8月までとおっしゃった中でいくと、予定でいくと基礎疾患の方を含めてのところやと思います。これまた一般の接種が始まって、9月以降もかかると思うんですけれども、そのときはまたそれで、補正で上がってくるというような考えでよろしいでしょうか。

○世古安秀委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 はい。今、国からの追加の補助金の上限が示されております。一旦その中で、今回この800万円というのを計上させていただきました。まだ恐らくこの後も続くと思いますので、また9月補正のほうでよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

以上です。

○世古安秀委員長 濱口正久委員。

○濱口正久委員 大変な作業がずっと続いていると思いますけれども、市民の安心・安全のために一生懸命やっておりますので、そのときはまた9月のほうでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 4月、5月のチームの平均残業時間、時間外時間、それから最高の時間外時間の職員は何時間だったでしょうか。

○世古安秀委員長 中村係長。

○中村係長 健康係、中村です。よろしくお願ひします。

5月分で計算させていただいたんですけれども、平均で120時間ほど、最大で150時間ほどというふうになっております。

以上です。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 最高は何時間ですか。

○中村係長 最高は150時間ほどです。

○戸上 健委員 了解です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ご質疑もないようですので、続いて、6款観光商工費を審査します。

それでは、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願ひいたします。

予算の概要5ページのほうをお願ひいたします。

6款観光商工費、2項商工費、目2商工振興費の中小企業支援事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光客の減少に起因して、影響を受けている市内観光関連事業者の



事業継続と雇用を支援するため、支援金を交付する事業として、交付金1,500万円の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事前にお送りしております農水商工課の資料をご覧くださいと思います。

制度の設計とか意図につきましては、先般の全員協議会でご説明させていただきましたとおりで、こちらの支援金のチラシのほうでございますが、1、対象事業者のところの①対象者として、鳥羽市内に事業所もしくは店舗等を有しており、②観光客と直接または間接取引のある事業者とさせていただきます。

2の支給要件ですが、令和3年4月から6月のそれぞれの月の売上げが前年または前々年同期比で30%以上の減少があることとし、米印のところですが、国・県の同種の支援金の支給対象となっている月は、支給対象外とさせていただきます。

3の支給金額でございます。中小企業は月10万円、個人事業主は月5万円の定額で、4番、申請受付は7月1日から8月末まで、これは国・県の同種の支援金の申請期間にそろえております。

次のページをご覧ください。

こちらは事業費の算定根拠でございます。

表の中、見ていただきますと、左上、産業（中分類）という項目がございます。そこを横に見ていただくと、Aの農業、林業から、次の行にいきまして、Rサービス業まで2行に分けて掲載いたしておりますが、これは経済センサスという調査の職業分類でございます。

営業所数の合計のところを見ていただきますと、鳥羽市では1,265の事業者さんがいらっしゃるのことが分かります。この中で、先般、全員協議会のほうで趣旨をご説明いたしました今回の支援金の対象となる観光関連事業者さんがどれだけありそうなのかというのを概算で検討いたしました。

営業所数のところの下段、鳥羽市観光経済波及効果調査における観光関連事業のある業種で、市の支援領域となるものの欄のところでございます。

数字が入っているところを見ていただきますと、Eの製造業の内数で、09食料品製造業という業種がございます。土産物等の製造ほか、市民の方が日常食べているものも含まれるかもしれません。そちらの事業所数が24でございます。今回の支援制度は、先ほど申し上げました観光客の減少の影響を一定程度受けているということが条件ですので、市民の方を対象としている事業者はここから除外すべきかなということで、下に米印が付けてあるんですけども、商工会議所さんとヒアリングをさせていただきまして、4分の1程度は市民対象かなというような感触を得ましたので、先ほどの24という数字に4分の3を掛けまして、18事業所ということで算定をいたしました。

横にさせていただきまして、I卸売業、小売業の中のI1卸売業の内数、52飲食料品卸売業、同様の計算をいたしまして32事業所。一つ飛ばしまして、I2小売業の内数、58飲食料品小売業の88を同様の計算しまして66としております。

なお、その横の60その他小売業ですけども、正直ここにどのような事業所さんが入っているのかつかめないという状況なんですけど、この産業全般を通しまして支給対象となり得る事業所さんも考えられますので、全体をカバーするという意味で数字を置かせていただきまして、同様の計算をいたしております。

次の行に移りまして、M宿泊業、飲食サービス業のうちのM1宿泊業は県の対象となりますので、除外させ

ていただきまして、M2飲食店等ということで、ここに169という数字があるんですが、そのうち40店舗はまん延防止の時短要請対象であるということを商工会議所さんで確認をさせていただきましたので、その差に先ほどと同じ率を掛けて算定をいたしました。

この結果、右のほうを見ていただきますと、対象事業所は合計欄のところ、Aのところ、306と算定いたしました。

さらに、ここから今回の支給要件の対象となる減収率30%から50%に合致する事業所数を算定するための計算をいたしております。セーフティーネット補助関連ということで、農水商工課のほうに申請のあった事業所のうち売上げの減少が30%から50%である割合が25%程度でございますので、Aの306に25%を掛けて、30から50%の事業所さんが77——Cのところですよ——と算定しました。それを以下、中小企業と個人事業主さんに分けまして、それぞれの支給金額に乗じて事業費を算定したという流れでございます。

この事業費ですけれども、調査による実数、実績に基づく数を使っておりますが、一部、想定した率を使っておりますので、正直申し上げまして、ばつちりな数字かというところと何とも言えないところがございますので、少し優しく見えていただけましたら幸いです。

以上、説明といたします。

○世古安秀委員長 執行部の説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 これ、素早い対応をしていただいたなというふうに思っています。本当に支援が行き届いていないところが、これで幾分かでも救われるのかなというところはございまして、時間のない中、よくつくっていただいたなというところです。

ちょっと細かいところの事業所の例になるんですけれども、確認させていただきたいんですけれども、これ例えば複数店舗を構えている事業所さんで、そのうち複数のうち1店舗は去年まで営業していたところを引き継いで代表者が変わったというような状況、Aさんが運営していたところをBさんがそのまま入ったと。ほんで、Bさんはもう一つよそでずっと自分は商売されておるんで、2店舗経営になったんですけれども、極端に言うと、Aさんから受け継いだ店舗がその店舗で見ると売上げは下がってしまうんですけれども、個人の決算でいうと売上げ自体は上がってしまうんで、分かりますかね。

Bさんがずっとやってきとった店に受け継いだ店の売上げが入ってしまうんで、合算してしまうと売上げの減少自体は30%まで引かかってこうへんなんですけれども、実際に2店舗でいうと売上げは物すごい落ちるとするような状況のケースがちょっとありまして、それやとこの30%減にはまってこうへんというところがあるんですけれども、その辺の、そんなに数多くある例じゃないと思うんですけれども、柔軟に対応していただけるものなのか、店舗ごとのあれかなと思うんで、その辺を柔軟に対応していただけるとありがたいなと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○世古安秀委員長 農水商工課、村山課長補佐。

○村山課長補佐 農水商工課、村山でございます。よろしく申し上げます。

それに関しましては、今、対比をしようと思っているのが今年の4から6月の売上げ台帳と基準年、前年、

前々年の売上げ台帳なので、新しい事業所が入ってこないで、今年はやつでその入ってこない状態のやつで売上げ台帳を出していただければ、対象にしたいと思いますので。

以上です。

○山本哲也委員 ありがとうございます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 私も全協でも言わせてもらいましたが、この素早い対応を大いに評価させていただきたいというふうに思います。

国・県の支援金等のところも、一時、月次、県の協力金が主なところという感じになると思うんですけども、しっかりその辺を明記してやってもいいのかなと、チラシの中に。

これを7月1日から始めるというところで、なかなか時間がないと思うんですけども、告知の仕方もしっかり、あなたたちはそういうところに、対象にはまりますよということを理解してもらうのが大変だと思うんで、その辺で工夫しようというふうに考えているところって何かございますか。

○世古安秀委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 広報とかホームページ等々で情報発信するのはもちろんのこと、うちのほう、支援金の相談窓口がありますので、相談員さんの方から相談に来られた方に、こういうものがあるという周知等をさせてもらおうかなと思っております。

以上です。

○世古安秀委員長 河村委員。

○河村 孝委員 しっかりそこを告知して、なるだけ皆さんに分かってもらいやすいように、支給漏れがないと、後でそんな知らんだわと、対象事業所なのに知らんだわということがないように、しっかり告知していただければというふうに思います。

以上です。

○世古安秀委員長 農水商工課長。

○奥村農水商工課長 ちょうど6月29日が市長の定例会見でございますので、通過しましたらそちらでも周知させていただく予定です。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません。7月1日から8月31日まで申請を受付なさせて、最短でいくとどのあたりで一番早い方は支給になるとか、支給日が決まっているとか、その辺もう少し教えていただけますか。

○世古安秀委員長 村山課長補佐。

○村山課長補佐 最短ですと、ちょっと会計のほうとも調整はしないといけないかなと思うんですが、中旬か月末どちらかになるかなと思いますので、7月の中旬か月末になるかなと思います。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、討議もないようですので、説明員を交代のため休憩いたします。

(午前11時14分 休憩)

---

(午前11時17分 再開)

○世古安秀委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第11号、令和3年度鳥羽市一般会計補正予算(第4号)について、原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これをもちまして、予算決算常任委員会を散会します。

ご苦労さんでした。

(午前11時18分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年6月25日

予算決算常任委員長      世   古   安   秀